

1. 議事日程

〔令和4年第2回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和4年7月20日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

【第1号】

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第48号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 南澤克彦 | 2番 | 田邊介三 |
| 3番 | 山本数博 | 4番 | 武岡隆文 |
| 5番 | 新田和明 | 6番 | 芦田宏治 |
| 7番 | 山根温子 | 8番 | 先川和幸 |
| 9番 | 児玉史則 | 10番 | 大下正幸 |
| 11番 | 山本優 | 12番 | 熊高昌三 |
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 金行哲昭 |
| 15番 | 石飛慶久 | 16番 | 穴戸邦夫 |

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-----|-----|------|
| 11番 | 山本優 | 12番 | 熊高昌三 |
|-----|-----|-----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

| | | | |
|--------|------|---------------|------|
| 市長 | 石丸伸二 | 副市長 | 米村公男 |
| 教育長 | 永井初男 | 危機管理監 | 松崎博幸 |
| 総務部長 | 行森俊莊 | 企画部長 | 猪掛公詩 |
| 市民部長 | 内藤道也 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 大田雄司 |
| 産業部長 | 森岡雅昭 | 建設部長 | 河野恵 |
| 消防長 | 近藤修二 | 教育次長 | 宮本智雄 |
| 総務課長 | 新谷洋子 | 財政課長 | 沖田伸二 |
| 政策企画課長 | 高下正晴 | | |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事務局 長 | 毛利 幹 夫 | 事務局 次 長 | 久 城 祐 二 |
| 総 務 係 長 | 藤 井 伸 樹 | 主 任 主 事 | 山 口 渉 |



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。
第3点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について1件の報告がありました。
第4点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。
写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、11番山本優議員及び12番 熊高議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 令和4年第2回臨時会の運営につきまして、去る7月13日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。
次に、本臨時会に付議されます案件は、議案1件でございます。
議案審議についてでございますが、付議された議案第48号は、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。
以上で報告を終わります。
- 宍戸議長 お諮りします。ただいまの報告のとおり、会期は本日1日とすること

に御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第48号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

○宍戸議長 日程第3、議案第48号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費などを記載のとおり既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては予算決算常任委員会に付託して審査することいたします。

審査終了後、本会議を再開し、委員長報告の後、採決を行う予定としております。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午後 1時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3、議案第48号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

本日、本委員会に付託がありました、議案第48号、令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)の審査結果について報告いたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,748万1,000円を追加し、予算の総額を203億1,221万1,000円とするものです。

補正の主な内容は次の2項目になります。

まず、1点目は、通常分として、マイナンバーカード関係手続支援業務委託料や、毛利元就入城500年記念事業に係るパネル作成業務委託料

などの増額。2点目は、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、原油価格高騰緊急経済対策事業補助金などの増額が主なものでした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

総務部の審査においては、委員より、電算システム事業費について、ノートパソコン336台の導入について質疑があり、執行部より、コロナ禍の中、無線LAN環境を整備、ノートパソコンを導入することにより分散業務を可能にするとの答弁がありました。

また、委員より、この無線LANは一般市民は使えるのかとの質疑があり、執行部より、これは市役所の業務等のためのものであり、市民等の使用には対応していないとの答弁がありました。

市民部の審査においては、委員より、マイナンバーカード交付事業について、現在のマイナンバーカードの交付率及び年代別の交付割合はどの質疑があり、執行部より、6月30日時点での交付率は全体で40.66%である。最も交付率の高い年代は70歳から79歳で、約49%であるとの答弁がありました。

また、委員より、再生可能エネルギー設備等導入補助金について、補助金の受付など説明を求めるとの質疑があり、執行部より、令和4年4月1日以降に契約したものについて対象とし、9月1日から申請の受付を行うとの答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より、原油価格高騰緊急経済対策補助金について、対象となる油の種類の説明を求めるとの質疑があり、執行部より、対象経費となるのはガソリン、軽油、灯油、重油であるとの答弁がありました。

そのほか歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○宍戸議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより、本案に対する討論を行います。  
討論はありませんか。  
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第48号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め  
ます。

〔起立多数〕

○宍戸議長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員